

「東海村第3次行財政改革大綱」平成18年度実施計画実績の概要

村では、平成18年3月に策定した「第3次行財政改革大綱」(集中改革プラン)の中で、行財政基盤の整備 効率的な財政運営 「住民自治・地域自治」の推進 まちづくりへの住民参画 住民への情報提供 の5つを改革の重点目標に掲げ、さらに、これらを実現するための具体的な69項目の取組みを明記し、目標年度や数値目標を定め、行財政改革に計画的に取り組んでいくこととしています。

平成18年度は、財政効果額1億3,237万6千円という数値目標を設定していましたが、大綱に基づき各課がさまざまな改革に取り組んだことにより、最終的に、3億314万5千円の財政効果を上げることができました。

(1) 平成18年度の取組みの成果

「第3次行財政改革大綱」(集中改革プラン)には、全部で69項目の取組みを記載していますが、これらを「実施済み」、「実施中」、「検討中」の3種類に分類すると、表1のような結果になります。

「実施済み」と「実施中」の項目を合わせると59件、全体の85.5%になりますので、項目の大部分については、計画どおり取組みが進んでいるといえます。

さらに、69件のうち、平成18年度中の完了を予定していた20件の取組みについては、15件が「実施済み」となったものの、「附属機関等の委員報酬の見直し」「パブリックコメント制度の確立」など5件については実施中であり、完了することができませんでした。これらの5件については、平成19年度早期の完了を目指します。

<表1 実施項目進捗状況>

成 果	項 目	大綱に明記した項目	左のうち平成18年度に終了する項目
実 施 済 (目標とした実施項目について一とおり完了したもの。)		17件(24.6%)	15件(75.0%)
実 施 中 (目標とした実施項目の全部又は一部について着手しているもの。)		42件(60.9%)	5件(25.0%)
検 討 中 (目標とした実施項目の実現に向けて協議などを重ねているもの。)		10件(14.5%)	0件(0.0%)
計		69件(100.0%)	20件(100.0%)

(2) 平成18年度の財政効果額(3億314万5千円)

平成18年度は、「徴収嘱託員による村税の徴収」「時間外勤務の縮減」「文書ファイルの再利用」などを行うことにより、財政効果額として1億3,237万6千円の数値目標を設定していましたが、各課の取組みが進んだことにより、目標額を大きく上回る、3億314万5千円の財政効果を上げることができました(表2)。

<表2 財政効果を伴う取組みと効果額>

実施項目	内 容	財政効果額(千円)
定員の削減()	・大綱では、平成17年4月1日現在の職員数465人を基準として、平成22年4月1日までに5%の職員数削減を目指している。東海病院の指定管理者制度導入等により、平成19年4月1日現在の職員数は444人(-4.5%)となり、その分の人件費の節減につながった。	151,200
特殊勤務手当の廃止	・村立東海病院の指定管理者制度導入により、医師や看護師等に支給していた手術手当、当直手当など10手当を廃止した。	6,043
徴収嘱託員による村税の徴収	・税金滞納者への継続的な滞納整理を行うとともに、新規滞納者への早期督促を重点目標として取り組んだ。	101,436
茨城租税債権管理機構への徴収委託	・高額滞納者に対する徴収業務を「茨城租税債権管理機構」に委託することで、徴収率の向上に努めた。	8,104
滞納整理特別対策本部による徴収	・7月から8月にかけて、企画総務部、福祉部、建設水道部の部課長および担当者が臨戸訪問による滞納整理を実施した。	3,760
下水道使用料(滞納分)の徴収	・督促状や電話による催促、担当者による戸別訪問を行い、滞納料金の徴収に努めた。	6,950
水道使用料(滞納分)の徴収		8,724
時間外勤務の縮減	・毎週水曜日の「リフレッシュデー」に代替日を設けるなど、柔軟に運用することで、前年度に比べ時間外勤務を抑制した。	11,323
文書ファイルの再利用	・保存年限を過ぎた文書の廃棄にあたり、文書ファイルの再利用に努めた結果、A4サイズのファイル(1,000円/冊)に換算して981冊を再利用することができた。	981
広報「とうかい」戸別郵送対象者の見直し	・新聞未購読者のうち希望する方について、「広報とうかい」の戸別郵送を実施してきたが、件数が増加してきたことから確認調査を実施し対象者の精査を行った結果、郵送料の一部を削減することができた。 「広報とうかい」は平成19年度からシルバー人材センターによる全戸配布に移行。	81
補助金の見直し	・補助金審議会での審議や予算編成作業を通し、4件の補助金の整理合理化を図った。	4,543
合計		303,145

「定員の削減」の財政効果額151,200千円は、平成17年度実績額43,200千円(6名削減)を含む。

(3) 行政の質的向上を目指した取り組み

大綱に基づく本村の行革は、歳出抑制策、歳入確保策など、金額や数値で示す取り組みのほかに、行政の質的向上を目指した取り組みが多いことが特徴になっています。

平成18年度も、「職員提案制度の活性化」「簡素で効率的な組織・機構の確立と担当制の導入」「区自治会制度への移行」「村政懇談会のあり方見直し」などに取り組み、それぞれ成果を上げています(表3)。

<表3 行政の質的向上を目指した取り組み>

実施項目	内 容
職員提案制度の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・提案のさらなる奨励のため、「匿名」での提案も受け付けることとするなど改善を加え、重点募集月間を設定し、募集を行った。 ・募集結果は、提案総数62件、採択件数18件、実現件数8件であった(実現提案:「クールビズの早期実施」「イントラネットへの『県庁へ行きます』欄の設置」「分かりやすい誘導サイン・案内図の設置」「名刺・FAX送付状への村のPR事項の追記 ほか
簡素で効率的な組織・機構の確立と担当制の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・企画総務部、福祉部及び建設水道部を中心に大幅な見直しを実施した。 ・組織機構の見直しに合わせ、係の細分化による組織の肥大化抑制 課内における業務量の偏在の解消 幅広く業務に携わることによる職員の能力開発 を目的に、これまでの係制にかえて担当制を導入した。
計画的な職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修実施計画に基づき、全57講座、延べ1,013人の職員に研修を受講した。 ・職員提案の件数増加や、これまで外部に委託していた一部研修の講師を職員が務めるなど、職員の日常業務に対する改善・改革意識、能力ともに向上が見られる。
職員表彰制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・東海村職員表彰規則を改正し、職員提案などにより優れた提案をした職員を積極的に表彰するようにした。 ・平成18年度は、職員提案の採択者5人を表彰した。
コピー機・印刷機の使用基準の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・コミセン等に設置したコピー機等の使用基準を明確化した。
福祉循環バスからデマンドタクシーへの移行	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉循環バスの運行に対して寄せられていたさまざまな改善要望に応える形で、平成18年4月からデマンドタクシー「あいのりくん」を本格稼働した。 ・平成18年度は、延べ稼働日数294日、延べ利用者数39、180人、1日あたり平均利用者数は133人であった。
村内のNPO法人の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「生きがいデイサービス事業」「緊急通報システム事業」などを村内で活動しているNPO法人に委託することで、住民サービスの向上を図った。
財政援助団体に対する監査	<ul style="list-style-type: none"> ・公金支出の適正化を期するため、社団法人シルバー人材センターほか8団体に対し監査を実施した。
区自治会制度への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治・地域自治をさらに推進するため、平成18年4月から区自治会制度を発足させた(31自治会)。 ・また、平成21年度からの学区自治会制度導入を目指し、その基本組織となる新たな「地区委員会」を小学校区ごとに発足させた。
地域自治活動を支援するための「みんなで地域づくり推進事業補助金」の設立	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区ごとに発足した「地区委員会」が行う「地域コミュニティまつり開催事業」「地域づくりはじめの一步事業」「地域づくり推進事業」に対し補助金を交付することで、地域自治活動を支援することとした。
村政懇談会のあり方見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が抱える課題として「公共施設の使用料金について(減免の在り方を考える)」を提示するとともに、各学区から「地域課題」を報告してもらい討議を行うなど、要望のみの懇談会にならないよう改善を図った。 ・延べ参加者数は、平成17年度より70人多い390人であった。
東海村男女共同参画推進条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・「東海村男女共同参画推進条例立案検討委員会」を設置し、条例案について検討を重ね、平成19年3月に議会の議決を経て、4月から施行した。

(4) 今後の推進について

取組みの成果は着実に上がっていると言えますが、改革は「これで十分」ということはありません。今後も引き続き、職員の意識改革に努めながら、大綱に明記した項目の達成に向けて努力していきます。また、大綱に明記した以外の改革・改善についても各部課が主体的に取り組み成果を上げていることから、引き続き推進していきます。

なお、改革を推進していくためには、職員一人ひとりの不断の努力はもちろんですが、住民の皆さんの協力も不可欠です。村では、今年度も、目標を達成できるよう改革を推進していきますので、皆様のご協力をお願いします。

平成18年度実績において「実施済み」となった項目(17件) 網掛けは、平成18年度に完了を予定していた項目

実施項目番号	実施項目名 (事務事業レベル) 〔具体的な取組み〕	担当課 (旧担当課名)	平成18年度実績								
1	4	政策推進課 (政策審議室)	<p>平成19年度の組織改編にあたっては、地方分権の進展、行政需要の複雑多様化を展望し、簡素で効率的な組織体制の確立を図るため、企画総務部、福祉部及び建設水道部を中心に見直しを実施した。</p> <p>現行の「係制」では業務が固定化されるため、縦割りの硬直した組織に陥りやすく、係ごとの業務の偏在のほか、住民への柔軟な対応が困難になるなど、新たな組織体制の構築が課題となっていた。これらを解消するため、上記の組織改編と併せて、各所属長に課長補佐級以下の職員の配置に関する権限を付与することにより、業務量や困難度に応じて機動的で柔軟な職員配置を行うことができる「担当制」を導入した。</p> <p><担当制のメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・係の細分化による組織の肥大化抑制 ・課内における業務量の偏在の解消 ・幅広く業務に携わることによる職員の能力開発 <p>これにより、全庁的には「29課6室59担当制」となった。</p>								
2	5	人事課	<p>「人材育成基本方針」の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針は、現在の行政を取り巻く実状に合った方針に見直すべく検討作業中。 計画的な職員研修の実施 ・職員研修実施計画に基づいた計画的・体系的な研修を実施した。 <p><実施状況></p> <table border="0"> <tr> <td>研修実施回数</td> <td>57講座</td> </tr> <tr> <td>研修受講予定者</td> <td>1,162人</td> </tr> <tr> <td>研修終了人数</td> <td>1,013人</td> </tr> <tr> <td>受講率</td> <td>87%</td> </tr> </table> <p>茨城県での実務研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質の向上を図るため、茨城県において実務を通じた研修を行った。 ・平成18年度派遣人数 2名(市町村課及び地域計画課に各1名) 	研修実施回数	57講座	研修受講予定者	1,162人	研修終了人数	1,013人	受講率	87%
研修実施回数	57講座										
研修受講予定者	1,162人										
研修終了人数	1,013人										
受講率	87%										
3	7	人事課	<p>制度の見直し検討・規則改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、職員提案制度により優れた提案をした職員に対する表彰規定が設けられていなかったため、東海村職員表彰規則を改正し、表彰の基準及び方法を定めた。 ・新制度に基づく表彰 <p><表彰提案数 4提案></p> <p><表彰職員数 5人></p> <p><表彰日 平成18年8月2日></p> <p>提案数より職員数が多いのは、連名での提案が1件あったため(1件を2人で提案)。</p>								
4	12	人事課	<p>給与構造の改革に伴い、従前適用していた勤続20年以上の定年退職者に対する退職時特別昇給制度を平成18年度から廃止した。</p>								
5	13	人事課	<p>村立東海病院の指定管理者制度導入により、特殊勤務手当を廃止した。</p> <p>財政効果額 6,042,800円</p>								
6	14	人事課	<p>福利厚生事業については、新地方行政改革指針において「人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表すること」とされており、本村もホームページで公表したが、今後も住民の理解が得られるよう点検・見直しを進めていく。</p>								

	実施項目番号	実施項目名 (事務事業レベル) [具体的な取組み]	担当課 (旧担当課名)	平成18年度実績
7	28	施設・設備の使用料・手数料について、減免基準を含めた見直しを検討します	財務課 (総務課) 政策推進課 (政策審議室)	コピー機，印刷機の使用について検討し，統一的な基準を作成した。 【利用基準】 コピー機 ・各施設の減免（登録）団体が利用する場合・・・31枚目から1枚10円 ・一般の方が利用する場合・・・1枚10円 印刷機 ・1版につき100円（用紙持参） ただし，自治会（班・常会を含む）・地区委員会については，これまでどおり用紙を持参すれば，枚数に関らず，コピー・印刷ともに無料とした。 【適用施設】 ・コミュニティセンター（6館），中央公民館，姉妹都市交流会館
8	30	水道料金の見直しを行い，適正な料金体系を確立します	水道課	水道料金の見直しを実施 ・水道料金改定を25年ぶりに実施した。 ・料金算定期間を5年間（平成18～22年度）とし，長期財政計画に基づき総括原価方式により算出した。 料金改定の基本事項 ・適用は，平成19年4月使用分から，改定率は平均で10.2%とした。また，一般生活用が大半を占める13～25mmの小口径は，改定率を低く抑えた。
9	36	広報とうかいの個別郵送の対象者について見直しを行い，郵送料の削減を図ります	総務課 (自治推進課)	個別郵送の対象者に，確認調査を実施し，郵送料の一部を削減することができた（13%の削減）。 195件 169件（26件） 効果額 81,120円/年
10	38	福祉循環バスをより利便性の高いデマンドタクシー「あいのりくん」に移行するとともに，活用促進に努めます	政策推進課 (企画財政課)	平成18年4月から本格稼働 ・デマンドタクシー平日午前5台，午後4台，土曜日3台 運行委員会の開催 ・第1回（平成18年6月28日）...運行に伴う課題を検討 ・第2回（平成19年3月15日）...平成18年度事業総括等 運行改善 ・電話1回線の増設，平日午前中のオペレーター1人増員，平日午前中のデマンドタクシー1台増車 利用状況（H18.4.1～H19.3.31） ・延べ稼働日数 294日，延べ利用者数 39,180人，1日あたり平均利用者数 133人 収支状況 平成18年度総事業費 38,916,485円 チケット売上高 7,787,000円 収支合計（ - ） 31,129,485円
11	41	地域高齢者の見守りや生きがいづくり支援事業のNPO法人への委託を行います	介護福祉課 (高齢福祉課)	生きがいデイサービス業務 受託業者「（NPO）楽楽茶の間」 委託期間 平成18年4月20日～平成19年3月30日 ・実施回数 86回 ・利用申込者数 198人 ・委託支払額 905,655円 緊急通報システム事業（巡回・安否確認コールサービス） 受託業者「（NPO）楽楽茶の間」 ・委託期間 平成18年4月20日～平成19年3月31日 ・事業開始 平成18年10月～ ・委託内容 巡回訪問（月1回），電話安否確認（週1回） ・利用者数 巡回訪問 54人，電話安否確認 30人 ・委託支払額 132,650円

	実施項目番号	実施項目名 (事務事業レベル) 〔具体的な取組み〕	担当課 (旧担当課名)	平成18年度実績
12	47	財政援助団体などに対する監査を実施します	監査委員事務局	補助金交付団体などについて監査を実施した。 ・対象団体：外郭団体1団体(シルバー人材センター)、その他8団体 ・対象とした補助金：国際交流協会補助金、姉妹都市友好協会補助金、自治集会所施設管理費補助金(2自治会)、(社)シルバー人材センター補助事業補助金、農業振興補助金、村観光協会補助金、女性団体連絡協議会補助金、スポーツ少年団補助金、浄化槽設置整備事業補助金
13	54	自治会制度を充足させるとともに、将来的に(仮称)学区自治会制度を充足させます	自治推進課	平成18年4月から区自治会制度を充足した(31自治会)。 平成21年度からの学区自治会制度を目指し、その基本組織となる新たな地区委員会を充足させ、住民への周知や内部調整を図った。
14	55	住民自身による地域づくりを支援するための補助制度を確立します	自治推進課	平成18年4月から「みんなで地域づくり推進事業補助金交付要綱」を施行し、要綱に基づき補助金を交付した。
15	63	村政懇談会のあり方を見直します	自治推進課	平成18年度村政懇談会の改善内容 ・要望型から提案・協働型に移行するための新たな手法を取り入れた。 ・新たな行政課題として、「公共施設の使用料金について(減免の在り方を考える)」、「小学校区の自治会長の代表による地域課題」をそれぞれ報告し、その後参加者との討議を行った。 参加者数 390人(平成17年度比 70人増)
16	64	住民との協働による(仮称)東海村男女共同参画推進条例の制定を検討します	自治推進課	「東海村男女共同参画推進条例(仮称)立案検討委員会」を立ち上げ、東海村男女共同参画推進条例案の検討を行った(検討委員会の委員構成:委員15人(住民10人,行政5人)とアドバイザー1人)。 平成19年3月に「東海村男女共同参画推進条例」を制定(4月から施行)した。
17	70	情報公開制度を運用し、情報開示に努めます	水道課	ホームページの充実 ・「水質検査計画」、「水道料金改定のお知らせ」をはじめ、水道事業の推移、予算・決算の概要、検針業務等について公表した。 ・今後も引き続き公表(情報提供)し、水道事業への住民等の理解を深める。